



就学援助費受給世帯に 経済的支援を実施します！



昨今の物価高騰による家計の負担増を踏まえ、支給の対象となる
お子さんを持つ世帯に対して、家計の支援を行います。

対象者

清瀬市教育委員会が就学援助受給（生活保護受給世帯を除く）世帯に認定した児童・生徒の保護者

※対象となる方の詳細は裏面を確認してください。

※今年度既に就学援助の申請をされた方につきましては、あらためての申請はご不要です。ただし、否認定の審査結果の通知を受けた方のうち、申請時点から世帯員構成の変化（離婚・死別等）があった方は審査結果が変わる可能性があるため、再度ご申請いただきますようお願いいたします。

支給金額

10,000円（振込時期は令和7年12月中旬から下旬を予定）

※当該世帯内の小学生または中学生のお子さん一人当たり

申請方法

下記（左側）のQRコードを読み取り電子申請してください。（一度の申請で兄弟姉妹分申請いただけます）

※電子申請には通帳の写し等の振込先の口座情報がわかるものの電子データが必要となります。

申請期限

令和7年10月31日（金）

その他

※本事業は就学援助費として支給している金額とは別に

10,000円を支給するものです。

※認定には所得要件があります。ご申請いただく前に下記（右側）のQRコードより就学援助の制度・所得の認定要件についてご確認くださいませうお願いします。

※ご家庭での申請が難しい場合は、市役所2階教育企画課16番窓口でも申請いただけます。

【お問合せ先】

清瀬市教育委員会教育部教育企画課学務係
清瀬市役所2階 16番窓口

〒204-8511 東京都清瀬市中里5-842

TEL：042-497-2539

申請はこちら



就学援助制度



就学援助の対象者・所得要件について

1 援助を受けられる世帯

清瀬市に住民登録があり、清瀬市立小・中学校をはじめ、国公立の小・中学校に在学するお子さんがいるご家庭のうち、以下の①～⑤の要件のうちいずれか1つに当てはまる場合。

（住民登録のない方でも、特定非常災害等により避難されている場合は対象となります。詳しくはお問い合わせください。）

世帯の中に未申告の方がいる場合は、審査できませんので、就学援助費は支給されません。必ず世帯全員が前年の申告を済ませてから申請をしてください。

- ① 前年（令和6年）の世帯全員の合計所得額が基準額以下である方（基準額は下記参照）
- ② 令和7年度中に生活保護の停止又は廃止を受けた世帯
- ③ 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税の減免を受けている世帯（収入のある世帯員全員が該当する場合）
- ④ 国民年金保険料の減免を受けている世帯（収入のある世帯員全員が該当する場合）
- ⑤ 児童扶養手当（ひとり親家庭が対象の手当）を受給している方（全部支給停止者を除く）

2 基準額の目安

世帯 人数	家族構成	基準となる年間合計所得額 （世帯全員）
2	親（40歳）・子（15歳）	約264万円以下
3	親（45歳）・子（15歳）・子（9歳）	約300万円以下
4	親（45歳）・親（40歳）・子（9歳）・子（7歳）	約326万円以下
5	親（50歳）・親（40歳）・子（18歳）・子（16歳）・子（9歳）	約347万円以下

※合計所得とは、給与所得の方は源泉徴収票の給与所得控除後の金額を、確定申告をされた方は総収入額から必要経費を引いた金額です。

※上記の表は目安であり、家族構成、年齢等により認定される基準額は異なります。

※認定基準に該当するかどうか、電話や窓口で事前に回答することはできませんのでご了承ください。